送 研 中 国 支 部 慶 弔 贈 呈 内 規

当支部が行なう支部会員関係者等に対する慶弔等の贈呈は，この内規によるものとする。

１．贈呈の基本原則

（イ）中国支部会員会社を主体として行なう。

（ロ）会員外への贈呈は，中国支部と密接な関係のあるもの（送研本部，九州支部，四国支部，その他）以外は行わない。

（ハ）慶事の対象は叙勲ならびに褒賞を受けた場合とし，中国支部会員に限る。

２．弔慰の贈呈対象者

（１）中国支部会員会社

（イ）中国支部に対して届けられた代表者ならびにその配偶者および一親等血族

（ロ）中国支部役員ならびにその配偶者および一親等血族

（ハ）特に中国支部に功績のあった本人

（２）中国支部事務局職員ならびにその配偶者および一親等血族

（３）その他

送研本部，他支部関係者は上記に準ずる。

３．贈呈の種類と金額

（１）叙勲・褒章

記念品　３０，０００円相当

（２）弔慰

（イ）香典：	本　　人	３０，０００円
	配　偶　者	２０，０００円
	一 親 等 血 族	１０，０００円

特に必要と判断される場合は供花または弔電を贈ることがある。

（ロ）送研本部その他の場合においては，その都度弔慰の方法を協議するものとするが，概ね（イ），（ロ）を準用し支部長が裁定する。

なお，特に必要と判断される場合は供花または弔電を贈ることがある。

（３）退任に対する慰労金

在任期間に応じ下記相当額の記念品を贈呈する。

役職＼在任期間	３　年　以　上 ５　年　未　満	５　年　以　上
支　　部　　長	３０，０００円	５０，０００円
支　部　役　員	２０，０００円	３０，０００円

（注）部会委員長および特に功績のあった会員は支部役員の項を準ずる。

（４）傷病見舞

中国支部に対する代表者，中国支部役員および事務局職員見舞金

入院１ヶ月以上　３ヶ月未満　　１０，０００円

入院３ヶ月以上を超える場合は１回に限り１０，０００円

を贈呈する。

４．この内規に定めのない特殊な場合の取扱いについては協議のうえ，支部長が裁定する。

５．この内規は，昭和６０年６月１日から実施する。

昭和６０年　４月２０日　制定

平成　４年　４月２２日　改訂